

# 税務キヤツチ・アップ

## 資産税実務

### 法定相続情報証明制度

#### 1 法定相続情報証明制度

法務省は、相続に係る土地や建物の不動産登記を促進するため法定相続情報証明制度（以下、「本制度」という。）を創設した。本制度は平成29年5月29日に施行され、全国の登記所において運用される。

#### 2 制度の概要

現行、相続人が行う相続登記や被相続人の預貯金の払戻し手続き等には、戸籍関係書類一式が常に必要となる。本制度では、相続人が登記所に一定の必要書類※とともに申出を行うことによって、「認証文付き法定相続情報一覧図の写し（以下、「一覧図の写し」という。）」を取得できる。今後は、戸籍関係書類一式の代わりに、その一覧図の写しをもって各種相続手続きを行うことができる。

##### ※一定の必要種類

- ① 被相続人が生まれてから亡くなるまでの戸籍関係書類等
- ② 被相続人の氏名、最後の住所、生年月日及び死亡年月日、相続人の氏名、住所、生年月日及び続柄の情報が記載された法定相続情報一覧図  
(A4の丈夫な白紙に作成、手書きによる作成も可)

#### 3 本制度申出の留意点

本制度は、被相続人名義の不動産がない場合でも利用可能で

あり、郵送による申出も認められる。なお、申出をすることができる者は被相続人の相続人であるが、代理人として法定代理人のほか、民法上の親族や資格者代理人（税理士・弁護士・司法書士・土地家屋調査士・社会保険労務士・弁理士・海事代理士・行政書士に限る。）が代理して申出ができる。また、申出をすることができる登記所は、次のいずれかの場所を管轄する登記所となる。

- ① 被相続人の本籍地
- ② 被相続人の最後の住所地
- ③ 申出人の住所地
- ④ 被相続人名義の不動産の所在地

#### 4 一覧図の写しの留意点

一覧図の写しは、無料で必要な部数交付可能である。なお、法定相続情報一覧図の保管期間が作成の年の翌年から5年間であるため、その保管期間中は一覧図の写しの再交付が可能となる。

#### 5 相続税申告書の添付書類

相続税の申告書を提出する際には、「被相続人の全ての相続人を明らかにする戸籍の謄本」を添付する必要がある（相規16③一）。本制度による一覧図の写しには、基本的には全ての相続人が記載されるようであり、この一覧図の写しが戸籍の謄本の代わりに相続税の申告書の添

付書類として認められるように改正されれば納税者の負担減に繋がる。

#### 6 おわりに

本制度の導入の背景には、昨今、不動産を相続しても相続登記をしないケースが増加しており、相続人に相続登記の必要性を理解してもらう機会を作ることにあるようだ。一覧図の写しにより各種相続手続きの時間短縮が図れるとアナウンスされているが、実際の預貯金や上場株式等の相続に伴う名義変更等の相続手続きは複雑で手間と時間を要する。その要因としては各金融機関で記入する書類は多種多様で統一されていないことが挙げられる。本制度は、被相続人等の戸籍関係書類一式を各金融機関に提出するという手間が省けるという利点はあるが、各金融機関において記入する書類や遺産分割協議書、相続放棄の書類は別途必要であること、一覧図の写しにより相続手続きに対応するかは各金融機関の判断に委ねられていることを考えると、本制度が一足飛びに相続手続きの簡略化に繋がるとは考えづらい。

今後はマイナンバー制度の運用と併せて本制度を有効に活用できるよう実務面における相続手続きの簡略化を望みたい。

（右山研究グループ  
税理士 塩島 好文）